

●農地法が改正

農地法が改正され、10月1日から施行されます。農地法は昭和27年7月に施行され、37年に一度改正されましたが、時代の進展にともない現状にあつた農地法にするため、今年の5月国会で可決され5月15日に公布されました。

農地法の重要なものは ■農地を耕作地として移動する場合の許可。
 ・いままで市内の農家が市内の農地を求める場合は県知事の許可が必要でしたが、これからは市農業委員会長の許可ですみます。
 ・市内の農家が他の市町村に農地を求める場合は、県知事の許可が必要です。
 ・農地を求める場合耕作面積が50 a （5反歩）未満の農家は、原則として農地を求めることが出来ません。ただし求める土地を入れて50 a 以上になれば許可（県知事）を受けられます。
 ■農地法違反の処分が強化されました。
 ・いままで農地法に違反してもあまり処分を受ける事はありませんでしたが、改正で違反処分が明記され、罰則についても処分が強くなりました。農地法の違反（特に無断転用）のないように注意してください
 ■お問い合わせは農業委員会事務局（市役所5階）へ。

●乳幼児の健康相談

■実施日は毎月第1水曜日と第2水曜日。■相談時間は午後1時から3時まで。■対象は第1水曜日が生後2カ月から5カ月までの乳児。第2水曜日が生後6カ月から3歳までの乳幼児。■相談場所は市役所1階医務室。■相談は無料。

定例相談日は毎月第二、第四水曜日。市民相談室で相談に応じていますが、十月は行政週間相談内の十月十六日に特別相談日を開き、一時から三時まで市民相談室で相談を受けます。

行政相談週間が十月十一日から始まります。行政相談は、国や公社、公団などの仕事にみなさんが思っている不平不満を相談員が聞き、問題の解決をはかるとともに、行政運営の改善に役立てるものです。
 国や公社、公団の仕事でも納得出来ない、疑問がある、こうしてほしいなど苦情意見がありましたら行政相談員に申し出てください。
 相談員は遠藤栄さん（松本・電六一―一二三四）と井出安江さん（富士見町・電五二―〇七七〇）です。

●行政相談へ

●にせ税務署員に注意

さきごろ市内の会社や事業所へ中年の2人づれが、税務署からきたといつて、新しく法人になつた会社を対象に、説明会を開くが機関誌を発行しているから年間6000円で購読してほしいと訪れています。

このように税務署員とまぎらわしい言葉で、納税者をまどわす事例が数件発生しました。税務署では、新しく法人となつた会社を対象とした説明会や機関誌の発行を現在行なつていません。

税務署員だといつて訪ずれた場合、疑わしい時にはすぐに税務署へ問い合わせてください。また、税務署員は必ず身分証明書を携行していますから、提示を求めてよく確認してください。

●危険物主任者試験

■種類は甲種と乙種の危険物取扱い主任者試験。■受験資格は甲種が大学で化学に関する学科または課程を修め卒業した人で、危険物取扱いの実務経験が6カ月以上の人。または乙種危険物取扱い主任者免状取得後、危険物取扱いの実務経験が2年以上の人。乙種は危険物の取扱い実務経験が6カ月以上の人。■提出する書類は受験願書2部、資格証明書、受験通知書、写真2枚（名刺型）。■受験手数料は甲種800円、乙種600円
 ■願書受付期間は45年9月7日から9月25日。■申込み先は富士市消防本部。■試験日時は45年10月25日の10時から正午まで。

●家計簿あつせん

■申し込み方法は「郵便はがき」に住所氏名、年令、電話番号、部数を記入。■定価は1部65円。■申し込み先は市経済部商工課（永田61の1F 417）。■申し込みは45年10月15日まで。■現品の引渡しは後日説明会を開き、代金と引換え。